

法人キャッシュカード規定

1. (カードの利用)

普通預金について発行した〈はまぎん〉キャッシュ・サービスカード(法人用)(以下「カード」といいます。)は、次の場合に利用することができます。

- ① 当行および当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関(以下「現金預入提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動入出金機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金(以下「預金」といいます。)に預け入れをする場合
- ② 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関(以下「現金支払提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動入出金機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払い戻しをする場合
- ③ 当行および当行がオンライン自動振込機の共同利用による振込業務を提携した金融機関(以下「カード振込提携先」といい、「現金預入提携先」、「現金支払提携先」、「カード振込提携先」を合わせて「提携先」といいます。)の自動振込機(振込を行うことができる現金自動入出金機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替により払い戻し、振込の依頼をする場合
- ④ 普通預金取引規定(リーフ式)および媒体不発行口取引の特約にもとづき、カードを提示して、預金の払い戻しその他の取引を行う場合
- ⑤ その他当行所定の取引をする場合

2. (暗証番号)

- (1) 暗証番号(以下「暗号」といいます。)は、4桁の数字を指定して届け出てください。
なお、暗号は、「4桁の同一数字」「設立年月日」「届け出の電話番号」等当行の定める指定禁止暗号は指定できません。
- (2) 暗号は、前条第2号から第4号に規定するカードの利用にあたり利用するほか、次の場合に利用することができます。
 - ① パーソナルコンピューター・携帯電話その他の端末機から、インターネット等を通じて、〈はまぎん〉ビジネスコネクト等の当行の各種商品・サービスの申し込みをする場合
 - ② その他当行所定の取引をする場合
- (3) 暗号は他人に推測されやすい数字の指定を避け、他人に知られないよう管理してください。

3. (預金機による預金の預け入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預け入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。ただ

し、現金預入提携先の預金機使用の場合は、通帳のご利用ができません。また、当行の預金機でも、機種により通帳のご利用ができないものがあります。

- (2) 預金機による預け入れは、預金機の機種により当行または現金預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預け入れは、当行または現金預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

4. (支払機による預金の払い戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払い戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届け出の暗号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払い戻しは、支払機の機種により当行または現金支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払い戻しは、当行または現金支払提携先所定の金額の範囲内とします。
- (3) 1日あたりの預金の払い戻しができる限度額（以下「カード利用限度額」といいます。）は、当行所定の金額の範囲内とします。なお、書面その他の当行所定の方法により、1日あたりのカード利用限度額について変更の申し出があり当行がその申し出を承認した場合は、その申し出の金額の範囲内とします。ただし、この場合も現金支払提携先の支払機使用の場合は、当行所定の金額を上限とします。
- (4) 支払機を使用して預金の払い戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払い戻すことのできる金額をこえるときは、その払い戻しはできません。

5. (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払い戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届け出の暗号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払い戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。なお、預金の払い戻しについては、前条によるものとします。

6. (自動機利用手数料等)

- (1) 預金機を利用して預金の預け入れをする場合、支払機または振込機を使用して預金の払い戻しをする場合には、当行および提携先所定の預金機・支払機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。また振込機を使用して振込をする場合には、当行およびカード振込提携先所定の振込手数料をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の預け入れ時または払い戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預け入れまたは払い戻しをした預金口座から自動的に引き落とします。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払い戻し時に、通帳および払戻請求書なし

で、その払い戻しをした預金口座から自動的に引き落とします。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。

7. (現金自動入出金機による預金間振替)

- (1) 当行の現金自動入出金機を使用して預金間振替をするときは、現金自動入出金機に払い戻し口座のカードおよび入金口座の通帳を挿入し、届け出の暗号と振替金額をボタン等により操作してください。この場合、払い戻し口座の通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。なお、預金の払い戻しについては、第4条によるものとします。
- (2) 現金自動入出金機による預金間振替の1回あたりの金額は、当行が定めた範囲内とします。また、預金間振替の1日あたりの金額は、当行が定めた範囲内とします。
- (3) 現金自動入出金機の手続きを完了した後は、この預金間振替の取消はできません。取消を必要とする場合には、窓口営業時間内に取扱店の窓口にご相談ください。

8. (代理人による預金の預け入れ・払い戻しおよび振込)

- (1) 代理人(1名に限ります。)による預金の預け入れ・払い戻しおよび振込の依頼をする場合には、ご本人から代理人の氏名、暗号を届け出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込機操作の際に特に指定したときを除き、振込依頼人名はご本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

9. (預金機・支払機・振込機故障時等の取り扱い)

- (1) 停電、故障等により当行の預金機による取り扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口でカードにより預金に預け入れをすることができます。なお、現金預入提携先の窓口では、この取り扱いはしません。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による取り扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取り扱いとして定めた金額を限度として当行国内本支店の窓口でカードにより預金の払い戻しをすることができます。
なお、現金支払提携先の窓口では、この取り扱いはしません。
- (3) 前項による払い戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額および届け出の暗号を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により当行の振込機による取り扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取り扱いはしません。

10. (カードによる預け入れ・払い戻し金額等の通帳記入)

カードにより預け入れた金額、払い戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の預金機、当行の支払機、当行の振込機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行国内本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取り扱った場合にも同様とします。

11. (カードの管理、届け出事項の変更、カードの再発行等)

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。
- (2) カードを紛失した場合、偽造・盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行所定の方法により届け出てください。この届け出を受けたときは、ただちにカードによる預金の払い戻し停止の措置を講じます。
この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 法人名(商号)、代理人、暗号その他の届け出事項に変更があった場合には、ただちにご本人から当行所定の方法により届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) 暗号の変更は、前項によるほか当行の預金機・当行の支払機・当行の振込機を使用して、随時行うことができます。預金機・支払機・振込機の画面表示等の操作手順に従って、カードを挿入し、届け出の暗号を正確に入力してください。
- (5) カードを喪失した場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (6) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

12. (暗号照合等)

- (1) 支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであることおよび入力された暗号と届け出の暗号とが一致することを当行所定の方法により確認して預金の払い戻しをしたうへは、カードまたは暗号につき、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。ただし、この払い戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。
- (2) 当行の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗号と届け出の暗号との一致を確認のうえ取り扱いました場合にも前項と同様とします。
- (3) 第2条第2項各号の場合において、入力された暗号と届け出の暗号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ取り扱いました場合にも前2項と同様とします。

13. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の預金機、支払機および振込機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

14. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを預金店に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その

利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい、ただちにカードを預金店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。

① 第15条に定める規定に違反した場合

② 預金口座に関し、最終の預け入れまたは払い戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合

③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

(4) 前項によりカードの利用が停止され、その解除を求める場合には、通帳および届け出の印章を持参のうえ、預金店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

15. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

16. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金取引規定および振込規定、カード振込提携先の振込規定により取り扱います。

17. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(ICカード特約)

本特約は、普通預金について発行したICキャッシュカード(従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能(以下「ICチップ提供機能」といいます。))の利用を可能とするカードのことをいいます。)を利用する際に適用される事項を定めるものです。次によるほかは法人キャッシュカード規定により取り扱うものとします。

1. (ICチップ提供機能の利用範囲)

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な預金機、支払機、振込機(以下「IC対応機」といいます。)を利用する場合に提供されます。

2. (ICキャッシュカードの利用)

(1) 当行の一部預金機、支払機、振込機では、ICチップ提供機能を利用できません。

(2) 法人キャッシュカード規定第1条に定める提携先には、ICキャッシュカードの利用できない預金機、支払機、振込機を設置している金融機関等があります。この場合、当

該預金機、支払機、振込機では I C チップ提供機能を利用しない取引となります。また、一部提携先では I C キャッシュカードの利用できる支払機、振込機を設置している場合でも、I C チップ提供機能を利用できない場合があります。

3. (1日あたりのカード利用限度額)

当行は、支払機、振込機を利用した1日あたりのカード利用限度額について、I C チップ提供機能を利用した場合と、法人キャッシュカード規定第4条第3項に定める I C チップ提供機能を利用しない場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

4. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上